

平成17年7月分

	物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の氏名 及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備 考
1	果樹調査集計プロ グラムの修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月29日	株式会社リコー (東京都大田区中馬 込1-3-6)	4,129,125	この既存プログラムは、(株)リコーが開発したものであり、プロ グラム全体の互換性を確保することができることから会計法第 29条の3第4項に該当するため。	
2	平成17年度海外 農業・貿易情報提 供委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月6日	独立行政法人日本貿 易振興機構(東京都 港区赤坂1丁目-1 2-32アーク森ビ ル)	23,054,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、 独立行政法人日本貿易振興機構が選定されており、競争を 許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するた め。	
3	平成17年度食料 安全保障確立支援 委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月11日	社団法人 国際食糧 農業協会 (東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会 館)	10,777,000	この委託事業については、平成13年度から17年度まで の5年間継続事業であり、最終年度の取りまとめに当たる 本年度の業務の実施に当たっては、事業の効率性及び成果 の質を確保していく上において、同一の実施主体による実 施が不可欠であることから、本事業を4年間実施してきた 社団法人国際食糧農業協会以外では業務を実施できないの で、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に 該当するため。	
4	平成17年度A S E A N諸国等農林 水産物の市場多様 化のためのキャパ シティー・ビル ディング支援事業 委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月25日	独立行政法人日本貿 易振興機構(東京都 港区赤坂1丁目- 12-32アーク森 ビル)	17,835,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、 独立行政法人日本貿易振興機構が選定されており、競争を 許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するた め。	
5	平成17年度海外情 報分析・国際相互 理解促進事業のう ち海外情報分析委 託事業(自由貿易 協定情報調査分析 検討)1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月29日	株式会社農林中金総 合研究所(東京都千 代田区大手町1-8 -3)	8,000,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、 株式会社農林中金総合研究所が選定されており、競争を許 さないことから会計法第29条の3第4項に該当するた め。	調査・分析対象国 ベトナム、インド
6	平成17年度海外情 報分析・国際相互 理解促進事業のう ち海外情報分析委 託事業(自由貿易 協定情報調査分析 検討)1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月29日	ピー・アイ・エーリ ミテッドライアビリ ティカンパニー(東 京都中央区新川1- 10-12第3石橋 ビル)	8,000,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、 ピー・アイ・エーリミテッドライアビリティカンパニーが 選定されており、競争を許さないことから会計法第29条 の3第4項に該当するため。	調査・分析対象国 カンボジア、チリ

7	平成17年度食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査委託事業に係る業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 村上 秀徳 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	株式会社UFJ総合研究所 (東京都港区新橋1丁目11番7号)	5,435,000円	本調査を行うにあたっては、委託先を公募し、審査の結果、株式会社UFJ総合研究所が選定されており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
8	平成17年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 村上 秀徳(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	社団法人食品需給研究センター(東京都北区西ヶ原1-26-3)	11,038,000	この業務については、卸売市場分野に関する豊富な知見とデータ蓄積及び分析のノウハウを有する者が必要であり、これらを有する者は、社団法人食品需給研究センター以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
9	平成17年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 村上 秀徳(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年7月27日	社団法人食品流通システム協会(東京都千代田区内神田1-2-6産広美ビル2階)	4,000,000	この業務については、食品流通分野に関する豊富な知見とデータ蓄積及び分析のノウハウを有する者が必要であり、これらを有する者は、社団法人食品流通システム協会以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
10	JAS規格等検査・分析手法妥当性確認事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農林水産消費技術センター (埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)	16,971,000	本事業は、JAS規格見直しにおいて国際的により信頼性の高い分析・サンプリング手法等を規格に採用するため、定義に関わる分析手法の妥当性確認や合理的な分析手法を科学的データに基づき選定するための調査・検討を行うものである。 委託先機関には、JAS規格制度や対象品目に対する科学的知見を有すること 化学分析施設を備えていること 国家規格であるJAS規格の策定・見直しに関することから厳格な中立公正性が必要であることが求められるが、これらの条件を全て満たすものは、(独)農林水産消費技術センターのみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

11	人畜共通感染症等 危機管理体制整備 調査等委託費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農業・ 生物系特定産業技術 研究機構(動物衛生 研究所) (茨城県つくば市観 音台3-1-5)	58,287,000	家畜伝染病予防法においては、家畜の伝染性疾患のまん延防止の観点から、病原体を適切に取り扱える施設や設備を有し、かつ適切に実施できる体制を有する農林水産大臣の指定した学術研究機関にのみ病原体の家畜への接種試験が認められており、海外悪性伝染病については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所にのみ家畜への接種試験が認められている。(動物衛生研究所以外の試験研究機関において、口蹄疫、牛疫等の家畜への接種試験が行われた場合、発生として取り扱われ、直ちに法に基づくまん延防止措置が講じられることとなる。)動物衛生研究所は、政府のリファレンス研究所として多岐にわたる病原体並びに検査に対応できる高い技術、施設及び豊富な知識を有し、法に基づき海外悪性伝染病の家畜への接種試験が許可された唯一の試験研究機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
12	養魚用飼料の安全 性向上対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月13日	独立行政法人水産総 合研究センター (神奈川県横浜市西 区みなとみらい2- 3-3クイーンズタ ワーB15F)	16,253,000	本事業では特定の有害物質の養殖魚への影響の解明や飼料中の有害物質許容基準の作成を目的とした飼育試験、供試魚への残留濃度の分析及び生理学的な調査分析等を行っており、魚類の飼料や養殖に関する専門的知識及び技術力を持ち、かつ多様な養魚の生理学的な特性、魚類中の対象有害物質特性、天然魚における有害物質含有量の実態等の評価を行うことができ、さらに淡水産魚介類と海産魚介類双方を対象とする養殖研究を同一の機関で行うことができるのは(独)水産総合研究センターのみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
13	有機表示等普及 滑化推進事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	特定非営利活動法人 日本オーガニック検 査員協会 (東京都中央区京橋 1-14-10高木 ビル5F)	7,865,000	本事業については、有機栽培ほ場や牧場の検査等について深い見識を有している公平なる第三者により行われることが必要であり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは特定非営利活動法人日本オーガニック検査員協会以外になく、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
14	薬事監視事務委託 費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月8日	東京都 (東京都新宿区西新 宿2-8-1)	1,200,000	本委託費は、薬事法に基づく農林水産大臣の所管業務である動物用医薬品等の製造業、製造販売業等の許可について、申請があった場合、申請者の製造所、事務所等に実地に立入りを行って、許可要件への適合性について審査を行うものであるが、これらの事務は、法定受託事務として都道府県がその事務を行うこととされており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

15	魚介類の規制有害物質対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	新潟県 (新潟県新潟市新光町4-1)	1,706,000	本事業は厚生労働省により暫定的規制値が設定されてる水銀等有害化学物質について、対象水域における継続的な監視調査を実施し、漁業関係者や周辺住民への漁獲規制、摂食指導を行うこととしている。本監視調査に基づき適切に指導を実施するためには、事業開始当初からの該当する水域データの蓄積と関係漁業者及び周辺住民との信頼関係が不可欠であり、水産試験場や衛生部局等の調査体制を有しかつ公正・公平な立場にある地方公共団体に委託することが最も適当であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
16	魚介類の規制有害物質対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	鹿児島県 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1)	1,173,000	本事業は厚生労働省により暫定的規制値が設定されてる水銀等有害化学物質について、対象水域における継続的な監視調査を実施し、漁業関係者や周辺住民への漁獲規制、摂食指導を行うこととしている。本監視調査に基づき適切に指導を実施するためには、事業開始当初からの該当する水域データの蓄積と関係漁業者及び周辺住民との信頼関係が不可欠であり、水産試験場や衛生部局等の調査体制を有しかつ公正・公平な立場にある地方公共団体に委託することが最も適当であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
17	種苗特性分類調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	千葉県知事(千葉市中央区市場町1-1)	1,904,000	本事業については、調査対象植物を栽培し観察できる環境が整っていること等事業を実施するために必要な条件を備えていないと事業目的を達成出来ないことから、会計法29条の3第4項に該当するため。
18	品目横断的対策導入推進事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月7日	美幌町農業協同組合 (北海道網走郡美幌字青山南30-1)	1,437,000	本事業について収集するデータは、調査対象農家の出荷先である農協が有する資料であり、調査の取りまとめ等当該農協に委託することが経済的であり効率的であることから、会計法29条の3第4項に該当するため。
19	新たな農業生産環境施策確立調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月13日	みずほ情報総研株式会社 (千代田区神田錦町2-3)	26,397,525	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、みずほ情報研究所株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。

20	平成17年度担い手農業者資金借入動向等調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	(財)農林水産長期金融協会 (東京都千代田区大手町1-9-3公庫ビル)	4,619,000	この事業の実施のためには、農林漁業のための情報提供や調査研究等の業務を行っており、調査結果に対する分析・報告に対するノウハウを保有していることが必要であるが、それらを満たし、当該事業について担い手向け制度資金の運営改善等に必要な判断資料を提供できる団体は(財)農林水産長期金融協会以外になく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
21	平成17年度美の田園復興推進委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	社団法人 農村環境整備センター (東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル2階)	41,831,000	本事業は、農村地域における美しい景観形成のための実務者向けマニュアルの作成・配布 有識者等の第三者による委員会を開催し、 のマニュアル作成に対し指導・助言をすることも、農村景観の再生・保全に向けた取組の計画の評価・助言を行うものである。このため本事業の実施にあたっては、農村景観への高度な知見 景観に関する委員の選定に関する知見 マニュアルの作成等、技術の普及・啓発に係る事業の実績と高度な知見を有している必要がある。(社)農村環境整備センターは、農林水産省の美の里プラン21及び同ガイドラインの策定や農業農村整備における景観配慮の手引きの作成に関わるなど、景観事業に対する実績を有しており、また、景観に関する学識経験者が同センターの会員であり、同分野における学識経験者の選定について豊富な知見・人材を有する。このことから、本事業を適切に実施できるのは、当団体以外に考えられないため。(会計法29条の3第4項)
22	平成17年度生きもの環境水路評価委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月11日	社団法人 農村環境整備センター (東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル2階)	5,955,000	本事業は、生態系に配慮した水路整備を推進するため、生物生息環境の面から土地改良区、農家などが簡単に水路を評価、ランクづけできる手法を確立するものである。(社)農村環境整備センターは、農林水産省、全国の農政局・国営事業所、都道府県、市町村から生態系保全対策調査・計画業務を受託していることから、全国の農村地域における生態系等の調査手法、生きもの・生態系等の情報及びそれを踏まえた水路の環境事例に精通しており、事業の成果を達成できるのは同センター以外に考えられないこと。また本事業は前年度から同センターに委託し継続実施しており、前年度の成果を踏まえて本年度の事業を行うことが事業の効果的な実施等に資するため。(会計法第29の3第4項)

23	つくばリサーチ ギャラリー委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月4日	独立行政法人農業・ 生物系特定産業技術 研究機構 (茨城県つくば市観 音台3-1-1)	46,045,000	本委託事業は、農林水産業における研究開発の内容を公開し、農林水産関係者への成果の普及と、国民の関心と理解の促進に資するものである。平成5年度補正予算により農林水産省農業研究センター(当時)に整備された「つくばリサーチギャラリー」は、平成13年度の独立行政法人化に伴い独立行政法人農業技術研究機構(当時)へ出資されたところである。独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構は当該施設の管理者であるとともに、施設運営に係る豊富な実績と農林水産分野の中心的な研究機関として関連研究機関等との密接なネットワークを有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
24	食と農の安全確保 のための多国間研 究交流ネットワ ーク事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	独立行政法人食品総 合研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-12)	2,313,000	本委託事業の今年度の実施課題で用いる技術を有しているのは、独立行政法人食品総合研究所のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
25	農林水産研究高度 化事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	独立行政法人食品総 合研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-12)	60,053,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
26	農林水産研究高度 化事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人宮崎大 学	17,600,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
27	農林水産研究高度 化事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	独立行政法人農業工 学研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-6)	60,299,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
28	農林水産研究高度 化事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	宮城県 (宮城県仙台市青葉 区本町3-8-1)	17,340,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
29	農林水産研究高度 化事業に係る委託 事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月5日	山形県 (山形県山形市松波 2-8-1)	10,022,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため

30	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	千葉県 (千葉県千葉市中央区市場町1-1)	25,634,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
31	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	長野県 (長野県長野市大字南長野字幅下692の2)	16,752,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
32	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	滋賀県 (滋賀県大津市京町4-1-1)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
33	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	京都府農業資源研究センター (京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字大路74)	39,629,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
34	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	三重県 (三重県津市広明町13番地)	24,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
35	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	鹿児島県 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1)	16,959,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
36	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	沖縄県 (沖縄県那覇市泉崎1-2-2)	15,314,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
37	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人茨城大学 (茨城県水戸市文京2-1-1)	15,079,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

38	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人宇都宮大学 (栃木県宇都宮市峰町350)	18,848,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
39	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人静岡大学 (静岡県静岡市駿河区大谷836)	18,424,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
40	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人京都大学 (京都府京都市左京区吉田本町)	33,359,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
41	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人琉球大学 (沖縄県中頭郡西原町字千原1番地)	10,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
42	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	国立大学法人東京海洋大学 (東京都港区港南4-5-7)	19,630,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
43	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	公立大学法人大阪府立大学 (大阪府堺市学園町1-1)	18,613,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
44	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	学校法人近畿大学 (大阪府東大阪市小若江3-4-1)	10,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
45	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	住友化学株式会社農業化学品研究所 (兵庫県宝塚市高司4-2-1)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

46	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	社団法人農林水産技術情報協会 (東京都中央区日本橋兜町15-6)	43,528,000	本委託事業は、高度化事業の推進に必要な事務のうち課題の選定、進行、評価等に必要調査分析や情報提供業務等である。この事業を効率的に行うために、農林水産分野の試験研究について精通した多様な人員を十分確保し業務の実施体制が組織的に整備されており、当該事業の応募対象とならない機関であり中立的立場で業務遂行が可能な機関は(社)農林水産技術情報協会以外にはないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため
47	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月6日	独立行政法人農業生物資源研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-2)	13,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
48	食と農の安全確保のための多国間研究交流ネットワーク事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月7日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	6,475,000	本委託事業は、アジアを中心とした食と農の安全に関する問題や課題等の情報交換と共通認識の形成等を図り、研究交流ネットワークの構築に資するものである。独立行政法人国際農林水産業研究センターは、FAOアジア・太平洋農業研究協議会(APAARI)のメンバーであり、また、国内においても国内産学官連携の国際研究フォーラム(J-FARD)を主宰しており、農業・林業・水産業・畜産業・草地など多岐にわたる研究の実施及びアジアにおける交流実績や研究情報の蓄積が豊富でネットワークの中核となりうる体制を有している唯一の研究機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
49	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月7日	国立大学法人九州大学 (福岡県福岡市東区箱崎6-10-1)	48,929,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
50	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月7日	独立行政法人食品総合研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	20,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため

51	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月7日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	104,438,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
52	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	社団法人農林水産先端技術産業振興センター (東京都港区赤坂1-9-13)	30,000,000	本委託事業は、6月6日に開催した随意契約審査会において企画競争を経て随意契約を行う委託事業として了承された。また、同委員会で承認された「企画競争を行うための手続き等を定めた要領」を基に企画競争を実施し、6月23日に開催した審査委員会において、(社)農林水産先端産業振興センターから提案のあった企画提案書が選定された。その後、この企画提案書は本事業の仕様書として確定したので、この企画提案書を提出した同法人に事業を委託することが事業推進の上で最も効果的であるため	
53	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人食品総合研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
54	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15F)	18,521,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
55	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15F)	20,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
56	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人水産大学校 (山口県下関市永田本町2-7-1)	15,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
57	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人国立環境研究所 (茨城県つくば市小野川16-2)	47,496,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

58	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	独立行政法人理化学研究所 (埼玉県和光市広沢2-1)	35,661,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
59	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	秋田県農業試験場 (秋田県秋田市雄和相川字源八沢34-1)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
60	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	神奈川県水産技術センター (神奈川県三浦市三崎町養老子)	16,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
61	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	大分県農林水産研究センター (大分県大分市大手町3-1-1)	19,990,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
62	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	鹿児島県名瀬市 (鹿児島県名瀬市幸町25-8)	10,200,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
63	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	国立大学法人新潟大学 (新潟県新潟市五十嵐二の町8050番地)	5,644,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
64	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	国立大学法人東京海洋大学 (東京都港区港南4-5-7)	21,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
65	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月12日	国立大学法人東京農工大学 (東京都府中市晴見町3-8-1)	15,833,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

66	食と農の安全確保のための多国間研究交流ネットワーク事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	5,087,000	本委託事業の今年度の実施課題で用いる技術を有しているのは、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
67	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	274,638,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
68	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	104,534,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
69	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	独立行政法人農業環境技術研究所 (茨城県つくば市観音台3-1-3)	56,935,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
70	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	富山県 (富山県富山市新総曲輪1-7)	16,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
71	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月15日	アマタ株式会社 (東京都千代田区三番町28番地)	20,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
72	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月22日	財団法人肥料経済研究所 (東京都千代田区神田小川町1-10日通・住商神田ビル)	12,076,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
73	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	井村屋製菓株式会社 (三重県津市高茶屋7-1-1)	3,526,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

74	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	国立大学法人岡山大学 (岡山県岡山市津島中1-1-1)	16,050,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
75	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	国立大学法人東北大学 (宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町1-1)	32,809,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
76	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	国立大学法人東京大学 (東京都文京区弥生1-1-1)	20,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
77	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	国立大学法人信州大学 (長野県松本市旭3-1-1)	19,940,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
78	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月28日	静岡県 (静岡県静岡市葵区追手町9-6)	17,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
79	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月28日	株式会社日本製鋼所 (広島県広島市安芸区船越南1-6-1)	12,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
80	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月28日	機能性木質新素材技術研究組合 (東京都中央区八丁堀3-5-8 京橋第二長岡ビル7階)	9,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
81	高生産性地域輪作システム構築事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月28日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	130,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

82	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月29日	株式会社三菱総合研究所 (東京都千代田区大手町2-3-6)	19,635,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
83	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月29日	国立大学法人静岡大学 (静岡県静岡市駿河区大谷836)	4,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
84	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月29日	学校法人加計学園 (岡山県岡山市理大町1-1)	4,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
85	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	北海道 (札幌市中央区北3条西6丁目)	20,988,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
86	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	山形県 (山形市松波二丁目8番1号)	1,143,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
87	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	福島県 (福島市杉妻町2番16号)	2,753,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
88	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	茨城県 (水戸市笠原町978番6)	1,434,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
89	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	栃木県 (宇都宮市埴田1丁目1番20号)	1,999,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
90	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	群馬県 (前橋市大手町1丁目1番地1号)	1,990,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	

91	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月1日	埼玉県 (さいたま市浦和区高砂3-15-1)	1,160,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
92	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	山梨県 (甲府市丸の内一丁目6番1号)	1,179,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
93	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	長野県 (長野市大字南長野字幅下692-2)	3,929,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
94	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	静岡県 (静岡市葵区追手町9番6号)	1,167,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
95	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	愛知県 (名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)	1,164,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
96	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	三重県 (津市広明町13番地)	1,167,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
97	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月4日	奈良県 (奈良市登大路30番地)	1,166,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
98	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	和歌山県 (和歌山市小松原通一丁目1番地)	3,365,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
99	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	岡山県 (岡山市内山下2-4-6)	1,923,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
100	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	徳島県 (徳島市万代町1丁目1番地)	2,786,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

101	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	愛媛県 (松山市一番町4丁目4-2)	1,702,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
102	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	佐賀県 (佐賀市城内1丁目1番59号)	1,441,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
103	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	宮崎県 (宮崎市橘通東2丁目10番1号)	2,762,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
104	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	鹿児島県 (鹿児島市鴨池新町10番1号)	1,518,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
105	花粉の少ない品種選定に関する調査委託事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月5日	社団法人 林木育種協会 (東京都千代田区六番町13-4)	6,802,000	この事業については、委託先を公募し、選定の結果、社団法人林木育種協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
106	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	東京都 (新宿区西新宿2-8-1)	1,167,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
107	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	高知県 (高知県高知市丸ノ内1丁目2-20)	5,003,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
108	平成17年度森林吸収源対策緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月8日	大分県 (大分市大手町3-1-1)	2,209,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

109	松くい虫駆除技術 高度化調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月8日	社団法人 日本森林技術協会 (東京都千代田区六 番町7番地)	6,716,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
110	平成17年度森林吸 収源データ緊急整備 事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月13日	青森県 (青森市長島一丁目 1番1号)	1,708,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
111	平成17年度森林吸 収源データ緊急整備 事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月13日	広島県 (広島市中区基町10 番52号)	1,154,000	本事業は、森林簿等の統計学的な精度検証を行うものであり、本森林簿等は、都道府県のみが作成し更新する権限をもつものである。また、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施している事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
112	平成17年度森林生 態系を重視した公 共事業の導入手法 調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月21日	北海道 (札幌市中央区北3 条西6丁目)	3,157,000	本事業は、北海道の石狩・空知森林計画区を対象として生態系の状態等のモニタリングを行い、そのデータを解析・評価するもので、現地の森林資源情報を管理・把握し、かつ調査に関する高い知見を有している機関は北海道以外になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。
113	平成17年度森林生 態系を重視した公 共事業の導入手法 調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月21日	高知県 (高知市丸ノ内1-2- 20)	3,156,000	本事業は、高知県の四万十川森林計画区を対象として生態系の状態等のモニタリングを行い、そのデータを解析・評価するもので、現地の森林資源情報を管理・把握し、かつ調査に関する高い知見を有している機関は高知県以外になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。
114	森林資源調査デー タ解析事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月26日	社団法人 日本森林技術協会 (千代田区六番町7 番地)	134,256,000	本事業は、高分解能衛星画像データ等の解析による我が国の森林資源情報の収集・取得手法等を検討・開発する極めて特殊性・専門性が高い事業であり、また、平成14～18年度の5カ年計画で実施している事業であることから、平成17年度の実施に当たっては、これまでの調査分析結果や検討経過に基づき、調査分析を進めることが必要とされ、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施を確保するうえで、前年度までの事業実施者以外の者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。

115	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（アマモ場・干潟の基礎的機能解明調査）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月1日	和歌山県知事 （和歌山県和歌山市小松原通一丁目2番1号）	3,000,000	本調査を実施するためには、アマモ場・干潟に関する基礎的な知識、全国でも有数なアマモ場・干潟の環境データの蓄積、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度調査においても活用する必要がある。以上のことから本知見を有する和歌山県以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
116	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（底質の安定が微小稚貝の着定促進と生存に及ぼす影響調査）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月4日	静岡県知事 （静岡県静岡市葵区追手町9番6号）	1,500,000	（底質の安定が微小稚貝の着定促進と生存に及ぼす影響調査） 本調査を実施するためには、アサリに関する生態的な知見、優良なアサリ漁場の環境等のデータ、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度の調査においても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する静岡県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
117	平成17年度川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月4日	国立大学法人 九州大学 （福岡市東区六丁目10番1号）	2,178,000	本事業は、珪藻類の光合成・クロロフィル・増殖特性など生理・生態に関するデータを収集し、赤潮の発生や予察に資することを目的としており、珪藻類の培養や現場、室内条件下で光強度、光合成、クロロフィル、増殖等を把握するためには専門的で高度な技術が必要とする。当該大学は、本事業において平成16年までに、珪藻類と全日射量や水中光強度との関係を調べ、ノリ養殖への影響が懸念される渦鞭毛藻の出現を把握し、目標に向けた成果を着実に得ているところである。 事業の目的を達成するためには、当該大学がこれまで蓄積してきたデータや開発してきた技術が必要不可欠であり、これらを用いることにより効率的かつ効果的な成果を得ることが出来るものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。
118	平成17年度漁船安全等技術開発委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月5日	社団法人 全国漁業無線協会 （東京都台東区上野3丁目7番5号天野ビル5階）	6,647,000	本事業については、操業中の事故や海中転落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に通報する無線システムの開発を行うことから、無線通信技術についての専門的な知識を有すること、また、漁業者の人命救出に即応するため全国の小型漁船の漁業無線等実情を常時把握する必要があるため競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

119	<p>養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月6日</p>	<p>愛媛県知事 (愛媛県松山市一番町4-4-2)</p>	<p>5,900,000</p>	<p>本事業のうち、環境保全型養殖普及推進事業の実施地区は、海面養殖が盛んな地域で、養殖漁場に関するデータが豊富であり、調査等を実施する際の指導体制が整っている地区であるとともに、漁場改善計画「策定前」「策定後」のデータの比較、外海性又は内海性の海域特性を有する必要がある。また、環境負荷低減技術開発事業のうち環境負荷低減型配合飼料開発は、開発する配合飼料の効果を確認するため、養殖実態にあった配合飼料飼育試験を実施するが、これは魚類養殖が行われている水域で実施する必要がある。かつ魚類養殖試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該県は、それらの条件を満たす数少ない県であるとともに、本事業対象魚種の主産県であり豊富な知見を有する。また本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施県である当該県に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>
120	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(間伐材を活用した魚礁の効果に関する研究)</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月7日</p>	<p>島根県知事 (島根県松江市殿町1番地)</p>	<p>2,000,000</p>	<p>(間伐材を活用した魚礁の効果に関する研究)本調査を実施するためには、間伐材魚礁に関する知見、魚礁の効果把握に関する知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する島根県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>
121	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(豊前海アサリ漁場における投石・杭打ちによる底質安定手法の開発他1調査)</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月14日</p>	<p>福岡県知事 (福岡県福岡市博多区東公園7番7号)</p>	<p>9,300,000</p>	<p>(豊前海アサリ漁場における投石・杭打ちによる底質安定手法の開発他1調査)本調査を実施するためには、アサリの生態に関する知見、アサリ漁場の環境データの蓄積、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する福岡県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>

122	<p>養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月15日</p>	<p>和歌山県知事 (和歌山県和歌山市小松原通り1-1)</p>	<p>8,250,000</p>	<p>本事業のうち、環境保全型養殖普及推進事業の実施地区は、海面養殖が盛んな地域で、養殖漁場に関するデータが豊富であり、調査等を実施する際の指導體制が整っている地区であるとともに、漁場改善計画「策定前」「策定後」のデータの比較、外海性又は内海性の海域特性を有する必要がある。環境負荷低減技術開発事業のうち環境負荷低減型配合飼料開発は、開発する配合飼料の効果を確認するため、養殖実態にあった配合飼料飼育試験を実施するが、これは魚類養殖が行われている水域で実施する必要がある。かつ魚類養殖試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。環境負荷低減技術開発事業のうち複合養殖実証試験は汚濁負荷減少効果を確認するためには、給餌養殖(魚類養殖)の現場において実証試験を実施する必要がある。給餌養殖と無給餌養殖の両試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該県は、それらの条件を満たす数少ない県であるとともに、本事業対象魚種の主産県であり豊富な知見を有する。また本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施県である当該県に行かせた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>	
123	<p>養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月15日</p>	<p>熊本県知事 (熊本県熊本市水前寺6-18-1)</p>	<p>3,500,000</p>	<p>本事業のうち、環境負荷低減型配合飼料開発は、開発する配合飼料の効果を確認するため、養殖実態にあった配合飼料飼育試験を実施するが、これは魚類養殖が行われている水域で実施する必要がある。かつ魚類養殖試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。また、複合養殖実証試験は汚濁負荷減少効果を確認するためには、給餌養殖(魚類養殖)の現場において実証試験を実施する必要がある。給餌養殖と無給餌養殖の両試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該県は、それらの条件を満たす数少ない県であるとともに、本事業対象魚種の主産県であり豊富な知見を有する。また本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施県である当該県に行かせた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>	

124	養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	国立大学法人 高知 大学 (高知県高知市曙町 2-5-1)	3,237,000	<p>水系への汚濁負荷(窒素・リン)を極力抑制する配合飼料を開発するにあたり、魚類の成長を妨げない窒素・リンの最低限要求量を検討する必要があるため、餌料の栄養素吸収率等についての科学的・専門的知識を有し、かつ様々な条件で分析するための基礎的な実験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体であるとともに、本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施団体である当該団体に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>
125	養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	大分県知事 (大分県大分市大手 町3-1-1)	8,353,000	<p>本事業のうち、環境保全型養殖普及推進事業の実施地区は、海面養殖が盛んな地域で、養殖漁場に関するデータが豊富であり、調査等を実施する際の指導体制が整っている地区であるとともに、漁場改善計画「策定前」「策定後」のデータの比較、外海性又は内海性の海域特性を有する必要がある。環境負荷低減技術開発事業のうち環境負荷低減型配合飼料開発は、開発する配合飼料の効果を確認するため、養殖実態にあった配合餌料飼育試験を実施するが、これは魚類養殖が行われている水域で実施する必要がある。かつ魚類養殖試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。環境負荷低減技術開発事業のうち複合養殖実証試験は、汚濁負荷減少効果を確認するためには、給餌養殖(魚類養殖)の現場において実証試験を実施する必要がある。給餌養殖と無給餌養殖の両試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該県は、それらの条件を満たす数少ない県であるとともに、本事業対象魚種の主産県であり豊富な知見を有する。また本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施県である当該県に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>
126	養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	鹿児島県知事 (鹿児島県鹿児島市 鴨池新町10-1)	2,310,000	<p>開発する配合飼料の効果を確認するため、養殖実態にあった配合餌料飼育試験を実施するが、これは魚類養殖が行われている水域で実施する必要がある。かつ魚類養殖試験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該県は、それらの条件を満たす数少ない県であるとともに、本事業対象魚種の主産県であり豊富な知見を有する。また本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施県である当該県に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>

127	<p>養殖水産物ブランド・ニッポン推進 対策委託業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月15日</p>	<p>全国漁業協同組合連 合会 (東京都千代田区内 神田1-1-12)</p>	<p>18,775,000</p>	<p>ノリの色落ちなどにより利用されていない養殖海藻類の 再利用技術を開発するためには、全国のノリ養殖実態に精 通し、かつ色落ちノリに関する情報収集体制が整っている 者が、現場の実態に即した調査及び研究開発を行う必要が ある。これらの条件を満たす者が実施しなければ、情報及 び考察、研究開発の充実は図れず、現場に反映させられる 成果は期待できない。さらに、再利用技術の検討実績を持 つ者があれば、事業成果の早期発現及び内容充実の観点か ら、その者が行うのが望ましく、時間的・経費的な節減が 図られる利点がある。 当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体である とともに、本事業は平成15年度からの継続事業であるこ とから前年度実施団体である当該団体に行わせた場合、円 滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許 さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>	
128	<p>養殖水産物ブランド・ニッポン推進 対策委託業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)</p>	<p>平成17年7月15日</p>	<p>社団法人日本水産資 源保護協会 (東京都中央区勝ど き2-18-1黎明 スカイレジタルビル 西館303-2)</p>	<p>20,108,000</p>	<p>本事業のうち、環境保全型養殖普及推進事業では漁場改 善計画作成のための海域特性に応じた漁場環境の指標及び 基準を策定するにあたり、各地で行われている養殖業の実 態、漁場環境の悪化から出てくる弊害、魚病発生の実態、 及び養殖漁場が存在する各湾内における陸水・海流等の環 境的特殊性等を全国的に把握するとともに、それらを現場 の実態に即して解析する必要がある。また、養殖資機材評 価事業は、養殖業で使用される様々な化学物質の生物毒 性・残留性及び環境への影響を調査し、環境負荷低減及び 養殖水産物の食品としての安全性を検討するものであるた め、漁場環境及び食品の安全性に関する基礎的知見はもと より、化学物質の生物毒性・残留性及び環境影響等に関する 調査について十分な実績や整った調査体制を有する者が、 それらを融合させながら行う必要がある。 当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体である とともに、本事業は平成15年度からの継続事業であるこ とから前年度実施団体である当該団体に行わせた場合、円 滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許 さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。</p>	

129	養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	社団法人全国海水養 魚協会 (兵庫県神戸市兵庫 区中之島2-2- 1)	18,775,000	適正な漁場利用に関する全国規模の調査及び漁業者・消費者間の情報交換を的確に実施するためには、全国の魚類養殖の実態に精通し、かつ漁場利用情報(飼育尾数等)を把握する体制があるとともに、消費者との情報交換等を適切に実施できる者が行う必要がある。本事業は全国規模の情報収集及び解析を核とするため、魚類養殖の実態に精通した上で、全国から情報を収集する体制を有し、かつ現場の実態に即してそれらを解析できる知識を持つ者が実施しなければ、情報及び考察の充実は図れず、現場に反映させられる成果は期待できない。 当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体であるとともに、本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施団体である当該団体に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。
130	養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	国立大学法人 東京 海洋大学 (東京都港区港南4 丁目5番7号)	4,309,000	水系への汚濁負荷(窒素・リン)を極力抑制する配合飼料を開発するにあたり、魚類の成長を妨げない窒素・リンの最低限要求量を検討する必要があるため、餌料の栄養素吸収率等についての科学的・専門的知識を有し、かつ様々な条件で分析するための基礎的な実験を的確に実施できる技術・知見等を有する者が行う必要がある。 当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体であるとともに、本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度実施団体である当該団体に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、他の競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。
131	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(アサリ資源回復のための干潟環境条件解明調査)	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月15日	長崎県知事 (長崎県長崎市江戸 町2番13号)	2,801,000	(アサリ資源回復のための干潟環境条件解明調査)本調査を実施するためには、アサリの生態に関する知見、アサリ漁場の環境データの蓄積、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要があり、以上のことから、本知見を有する長崎県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
132	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(広域アサリ漁場整備海況調査)	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年7月22日	山口県知事 (山口県山口市滝町 1番1号)	1,500,000	(広域アサリ漁場整備開発のための海況調査) 本調査は、アサリの生態に関する知見、水産基盤整備事業に関する知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、山口県の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

133	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（豊前海広域アサリ漁場整備海況調査）	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月22日	大分県知事 （大分県大分市大手町3丁目1番1号）	1,500,000	（豊前海広域アサリ漁場整備開発のための海況調査） 本調査は、アサリの生態に関する知見、水産基盤整備事業に関する知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、大分県の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
134	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（支柱柵施設によるアサリ減耗改善調査他1調査）	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月22日	千葉県知事 （千葉県千葉市中央区市場町1-1）	13,500,000	（支柱柵施設によるアサリ減耗改善調査他1調査）本調査を実施するためには、アサリの生態に関する知見、アサリ漁場の環境データの蓄積、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する千葉県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
135	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（支柱柵施設によるアサリ減耗改善調査）	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月25日	独立行政法人 水産大学校 （山口県下関市永田本町二丁目7-1）	3,500,000	（簡易型計量魚探を用いた全国規模での魚礁設置効果評価法の標準化）本調査を実施するためには、計量魚群探知機に関する専門的な知見、魚礁の効果に関する知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する水産大学校以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
136	漁業調査船開洋丸第2造水装置用R Oモジュール	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月1日	菱洋産業株式会社 代表取締役 田川英生 （山口県下関市長府浜浦南町10-1）	2,247,000	既存の装置との互換性が絶対条件であり、左記契約業者以外に提供できる者がいないので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
137	漁業調査船開洋丸主機関用部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年7月5日	ダイハツディーゼル東日本株式会社 代表取締役 小川雅文 （東京都台東区東上野2-1-13）	10,489,237	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	

138	漁業取締船東光丸 主機関用部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林 芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	ヤンマーエンジニアリング株式会社 東京エンジニアリング 部部长 浦 寛一 (東京都港区新橋1-1-1)	2,423,400	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
-----	--------------------	---	------------	---	-----------	--	--